

名 証 自 規 第 631 号
平 成 24 年 12 月 4 日

上 場 会 社 代 表 者 各 位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

上場株券に係る上場時価総額基準の取扱いの一部変更措置の延長について

平素は証券市場の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、市場第一部から市場第二部への指定替え基準及び上場廃止基準のうち、上場時価総額に係る基準について、平成 21 年 1 月末から本年 12 月末までの間、取扱いを一部変更して当該基準の適用を行ってまいりましたが、現下の株式市場の状況に鑑み、以下のとおり、平成 25 年 12 月末まで当該措置を延長することとしましたのでご通知いたします。

区 分	変更適用前の基準	変更適用後の基準 (平成 25 年 12 月末まで)
市場第一部から市場第二部への 指定替え基準	20億円未満	12億円未満
本則市場(市場第一部・第二部)の 上場廃止基準	5億円未満	3億円未満
セントレックスの上場廃止基準	3億円未満	1.8億円未満

(注) 当取引所が「変更適用後の基準」の適用を継続することが適当でないと認める事情が生じた場合には、平成 25 年 12 月末の到来以前に当該措置の適用を終了し、またはその内容を変更することがあります。

【本件に関するお問合せ先】

(株)名古屋証券取引所 自主規制グループ上場監理担当 電話：052-262-3174